

○口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を令和 3 年 3 月 31 日付けで次のように変更したので、同条第 1 項の規定に基づき公表する。

令和 3 年 3 月 31 日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>前文 (略)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 発生に備えた体制の構築・強化</p> <p>1 農林水産省の取組</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第7 発生農場等における防疫措置</p> <p>1 と殺(法第16条)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種について、と殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。<u>そのほか、と殺が完了するまでウイルスの増殖及び拡散を防止するため、必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>前文 (略)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 発生に備えた体制の構築・強化</p> <p>1 農林水産省の取組</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 豚に感染した場合に排出されるウイルス量を軽減する抗ウイルス資材についても、必要十分な量を備蓄する。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第7 発生農場等における防疫措置</p> <p>1 と殺(法第16条)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種について、と殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p><u>(8) 抗ウイルス資材が豚にのみ効果があることを踏まえ、豚の大規模飼養農場で口蹄疫が発生し、当該農場における迅速なと殺の実施が困難な場合には、動物衛生課と都道府県畜産主務課が協議し、当該農場の飼養豚に、抗ウイルス資材を投与する。</u></p> <p><u>この場合、農林水産省は、と殺が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避け</u></p>

(8)・(9) (略)

2～6 (略)

第8～第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1～6 (略)

7 野生動物における感染確認検査

都道府県は、第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生動物の感染確認検査を実施する。

第13 (略)

第14 予防的殺処分(法第17条の2)

1 予防的殺処分の実施の判断

(1)・(2) (略)

(3) また、予防的殺処分の実施を決定する場合には、殺処分措置に必要な防疫体制、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種の有無についても、併せて決定する。

2・3 (略)

4 予防的殺処分の実施手順等

(1) 農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

①～③ (略)

④ ワクチン接種の有無(実施する場合には、実施時期、実施範囲、対象家畜等)

る。

(9)・(10) (略)

2～6 (略)

第8～第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1～6 (略)

(新設)

第13 (略)

第14 予防的殺処分(法第17条の2)

1 予防的殺処分の実施の判断

(1)・(2) (略)

(3) また、予防的殺処分の実施を決定する場合には、殺処分措置に必要な防疫体制、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無についても、併せて決定する。

2・3 (略)

4 予防的殺処分の実施手順等

(1) 農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

①～③ (略)

④ ワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無(実施する場合には、これらの実施時期、実施範囲、

⑤ (略)

(2) 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材等を当該都道府県に譲与し、又は貸し付ける。

(削る)

(3) (略)

第15・第16 (略)

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、死亡した野生動物又は捕獲された野生動物の状況、第12の7の野生動物の感染確認検査等により、野生動物において、口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生動物（2において「感染疑い野生動物」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める。

また、あわせて、第4の3に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容

対象家畜等)

⑤ (略)

(2) 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲与し、又は貸し付ける。

(3) 農林水産省は、ワクチン及び注射関連資材を譲与し、又は貸し付ける場合、予防的殺処分が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。

(4) (略)

第15・第16 (略)

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、野生動物において、口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生動物（2において「感染疑い野生動物」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める（既に農場における発生に伴う場合はこの限りではない。）。

また、併せて、第4の3に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容

について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う抗原検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)～(6) (略)

(7) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺における野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図るための体制の確認

3 (略)

第18～第20 (略)

第21 移動制限区域の設定 (法第32条)

1・2 (略)

3 家畜の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の(2)の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4～6 (略)

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 第18により口蹄疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点を中心とした半径1 km以内の区域にある農場 (第24の1の(2)の検査により、陰性が確認された農場を除く。) で搾乳された生乳

(3) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等 (第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定された日から遡って21日目の日 (当該野生動物の発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生動物の発見日) より前に採取され、区分管理され

について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う抗原検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)～(6) (略)

(7) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺における防護柵等による囲い込みの実効性の確認及び野生動物の個体数の削減に向けた体制の確認

3 (略)

第18～第20 (略)

第21 移動制限区域の設定 (法第32条)

1・2 (略)

3 家畜の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4～6 (略)

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 当該野生動物が確認された地点から半径1 km以内の区域にある農場 (第24の1の検査により、陰性が確認された農場を除く。) で搾乳された生乳

(3) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等 (病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)

ていたものを除く。)

(4)～(6) (略)

8 (略)

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 (略)

2 制限の対象外

原則として、移動制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（第18により口蹄疫が陽性であると判定された野生動物の確認地点を中心とした半径5 km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、移動制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

3 (略)

第23 (略)

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

(4)～(6) (略)

8 (略)

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 (略)

2 制限の対象外

原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（第18により口蹄疫が陽性であると判定された野生動物の確認地点を中心とした半径5 km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

3 (略)

第23 (略)

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

(1) 野生動物における検査等

都道府県は、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生動物について、ウイルスの浸潤状況の確認のために必要な検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。また、当該区域においては、野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図る。

(2) 家畜における検査

都道府県は、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては、6頭以上飼養するものに限る。）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

2 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1の(1)又は(2)により都道府県から検体の送付があつた場合には抗原検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1の(1)により検査された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

4 (略)

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

(新設)

(新設)

2 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1により都道府県から検体の送付があつた場合には抗原検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1により陽性と判定された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

4 (略)

第25 (略)

第25 (略)